



平成 25 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社アムスク
代表者名 代表取締役社長 栗原 新太郎
(コード番号 7468)
問合せ先 常務取締役管理本部長 平井和明
(TEL 03-5302-1569)

自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした 自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 1 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」という。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される会社法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」という。）を実施することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、上記取締役会決議においては、本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て、当社普通株式を非公開化（以下「本非公開化」という。）することを前提としております。

記

1. 買付けの目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード市場）（以下「ジャスダック市場」という。）に上場しておりますが、当社普通株式の非公開化を目的として、平成 25 年 2 月 1 日開催の取締役会において会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際して、当社創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎は、その所有する当社普通株式（本書提出日現在 1,010,000 株）（本書提出日現在の当社の発行済株式総数（5,158,230 株）に対する所有株式数の割合（以下「所有株式割合」という。）19.58%（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有株式割合について同じとする。））については、本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意してあります（以下「応募対象外株式」という。）。

当社は、本公開買付けにおいて、当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び

応募対象外株式を除く。)を取得することを目的としており、買付予定数の上限を設けずに行う公開買付けとなります。

(2) 当社が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は社名を丸栄商事株式会社とし、米国系半導体製品の販売を目的として昭和50年1月に創業いたしました。創業以来独立系商社として、半導体、電子部品ソフトウェア開発など、最新かつ多岐にわたる商材とソリューションを提供し、より質の高い提案力、技術力、サプライチェーン・パフォーマンスを追及することにより、お客様の世界規模での開発・生産活動に貢献することを経営方針として、日本のエレクトロニクス産業の発展に貢献してまいりました。特に得意とするアナログ半導体を軸に新規商材、新規事業の開拓・立ち上げを積極的に展開し、業容の拡大により、平成7年10月には日本証券業協会(現・ジャスダック市場)に店頭登録銘柄として新規登録を果たすに至りました。

当社の事業の推移としましては、昭和50年6月のモトローラ社製品の販売開始を皮切りに、昭和54年11月には世界第3位の半導体メーカーであるテキサス・インスツルメンツ社と、昭和60年12月には世界第7位の半導体メーカーであるエス・ティー・マイクロエレクトロニクス株式会社(以下「ST社」という。)と半導体の販売代理店契約を締結するなどして、これにより自動車分野においては「カーインフォテインメント向けオーディオアンプ」、産業機器分野においては「大電流/高耐圧用途向けパワー半導体」や「マイコンを核とした電源/センサ/メモリを含めたソリューションの提供」等に力を注いでおります。

平成12年1月には、モトローラ社から分社化したオン・セミコンダクター社(以下「オンセミ社」という。)との販売代理店契約を締結しました。これにより、「汎用ロジック製品」、「特定用途向けICであるASSP(ASIC)製品」や、同社が平成23年に買収した三洋半導体社製の「モータードライバー製品」の販売にも注力し、ビジネスチャンスの拡大を図っております。

当社は、その他にも多数の国内外サプライヤーとの取引があり、取扱う商材も半導体にとどまらず、電子部品、電源、ディスプレイ等多岐に亘っております。

また、海外事業においては、中国、ASEANへの展開も推進しており、平成6年8月にシンガポールに連結子会社であるAMSC SINGAPORE PTE. LTDを設立したのを皮切りに、平成7年5月には香港に連結子会社であるAMSC ELECTRONICS HONG KONG LTD.を設立、平成15年4月には成長著しい中国上海に阿姆斯ク(上海)貿易有限公司を設立しております。海外での販売は当社の成長の原動力となっており、現在では売上高の約3割が海外拠点経由となっております。

しかしながら、当社が属する半導体・半導体関連電子機器市場は、東日本大震災の復旧・復興に伴う産業機器、自動車、環境・エコロジー関連製品等の特需、新しい通信メディア(スマートフォン、タブレットPC等)の普及等により特定分野で活況を見せた一方で、継続する円高傾向と個人消費意欲の停滞等による国内経済環境の不透明感、欧州金融危機、新興国経済発展の鈍化、原材料価格の上昇等の不安材料が多い中、予断を許さない状況となっております。

更に、国内電子機器メーカーによる中国やASEANへの生産等の拠点を移転する動きは、ますます加速しており、そのような国内電子機器メーカーに対しての一貫したサービス体制の強化が必要となっております。こうした厳しい環境の中、国内電子機器メーカーへの販売市場においては、国内のみならず海外半導体商社も含めて企業間競争は熾烈を極め、企業買収や合併、大規模な事業再構築が頻繁に行われるなど、業界の再編が急速に進んでおります。

このような状況下、当社は既存事業の深耕に加え、得意とするアナログ半導体を軸に、新規商材、新規事業の開拓・立ち上げに注力するとともに、「選択と集中」により、取扱う商材、取組む事業を検証し、長期的な経営プランの策定・実行を推進いたしました。平成24年3月期の連結業績は、平成23年3月期に22,502百万円あった売上高が16,238百万円（前期比27.8%減）となり、損益については、経常利益が99百万円（前期比66.2%減）、純利益は71百万円（前期比69.0%減）と大幅に減少する結果となりました。

平成25年3月期は前述の経営プランを推進するために、平成24年4月1日をもってテキサス・インスツルメンツ社製品の販売等に関する事業を東京エレクトロンデバイス株式会社の100%子会社であるパネトロン株式会社に売却することにより財政状態の改善を図り、一方では平成24年8月に、コネクタ専門メーカーのヒロセ電機株式会社と取扱店契約を締結することにより、従来の半導体ソリューション提案に加え、ヒロセ電機株式会社の技術革新型コネクタをラインナップに加えることにより、顧客満足度向上と共にビジネスの拡大を目指して取り組んでまいりました。

しかしながら、当社の主要な取引先であるST社より、平成24年10月に販売代理店の展開方針の変更の連絡を受け、今後の契約について協議した結果、当社がST社との間で締結している販売代理店契約を平成25年6月30日付で解消する見込みとなったことから、当該解消に向けてST社との間で手続を進めることを、平成24年12月28日開催の当社取締役会において決議いたしました。なお、平成25年3月期のST社製品の売上高、売上総利益及び仕入高の見込みは以下のとおりです。

平成25年3月期のST社製品の売上高、売上総利益及び仕入高の見込み

| 売上高 | 全売上高に占める割合 | 売上総利益 | 全売上総利益に占める割合 | 仕入高 | 全仕入高に占める割合 |
|----------|------------|--------|--------------|----------|------------|
| 3,478百万円 | 46.8% | 306百万円 | 39.2% | 1,371百万円 | 24.4% |

このような事態により、売上高が大幅に減少する見込みのため、当社は平成25年1月7日開催の当社取締役会において、希望退職制度による人員削減策を実施することを決議する等、根本的な経営改革、大規模な事業再構築を模索して参りました。

加えて、当社の取扱い商材数が大幅に減少する見込みとなったことから、他のサプライヤーとの取引関係にも支障をきたし、当社との販売店契約を解消される可能性が高いと考えられる

ところ、このような場合、当社の事業活動が停止してしまうことも否定できず、仮に当社の事業活動が停止してしまった場合、販売先並びに株主の皆様にも多大なるご迷惑をお掛けすることになってしまうため、今後の事業の方向性並びに継続性について当社内で慎重に検討を重ねました。そうした中、本社をシンガポールにおき、東南アジア及び日本を除く東アジアで事業を展開する、シンガポール証券取引所に上場し、半導体の販売事業等を営む Serial System Ltd の完全子会社である Serial Microelectronics Pte Ltd（以下「シリアル社」という。）より、当社に対し、シリアル社を主導とした合弁会社の形態により当社の国内顧客向け半導体販売事業を継続するという提案を受けました。当該提案について両社で協議を進め、会社分割（吸収分割）により当社が設立する予定の 100%子会社（以下「吸収分割承継会社」という。）に承継させ（以下「本会社分割」という。）、当社が当該吸収分割承継会社の株式の 60%をシリアル社に対して譲渡すること（以下「本株式譲渡」という。）を実施し、当社の国内顧客向け半導体販売事業を継続させつつ（以下「本合弁事業化」という。）、当社はこれまでの半導体販売事業において培った自己及びシリアル社の販売ネットワーク網を活用して、既存の取引先との関係維持等を目的とした事業をベトナムその他の海外で立ち上げることで、吸収分割承継会社、当社及びシリアル社のシナジーを図るとの共通認識に達しました（上記の、ベトナムその他の海外で立ち上げることを検討している事業を指して、以下「新規事業」という。）。当社はシリアル社との協議を踏まえ、第三者による当社株式の直接の取得の可能性を含め、今後の当社の事業運営についてさらに検討を重ねた結果、ST社との契約の解消により、仮に、他のサプライヤーとの契約も解消された場合、当社単独での事業継続は困難であると考えられること、かかる事態を回避するためには、早急に現状を打開するための措置を採る必要があるところ、第三者による当社株式の直接の取得を含む本合弁事業化以外の選択肢では、他のサプライヤーとの取引関係を継続できるか疑問が残ること、一方で、本合弁事業化は、①当社の海外拠点とシリアル社の拠点との補完性が高いこと、②シリアル社は、当社が経営上の重要な契約を締結するオンセミ社との間で、日本以外の東アジア地域の販売店契約を締結しており、その点においても当社との相乗効果が高いこと、③シリアル社の取り扱っている多くの商材が当社の国内顧客向け半導体販売事業取扱い商材に加わることにより、当該事業の国内での販売力を高めることができること等の事業シナジーがあることから、本合弁事業化を実施することが当社の企業価値の毀損を回避し、中長期的な当社の企業価値の維持・向上を目指す上で最良の選択であるとの結論に至りました。そこで、当社は、平成 25 年 2 月 1 日開催の当社取締役会において本合弁事業化の実施について決議いたしました。

上記のとおり、当社は、今後、これまでの半導体販売事業において長年培われた販売ネットワーク網を活用した既存の取引先との関係維持等を目的とした事業をベトナムその他の海外で立ち上げることを模索しておりますが、かかる事業から安定的に収益を得られるようになるには一定の時間を要すると考えられるため、仮に、他のサプライヤーとの契約も解消された場合には、本合弁事業化が完了する予定の平成 25 年 6 月以降、新規事業から安定的に収益を得られるようになるまでは、当社の事業は実質的に吸収分割承継会社の持分のうち 40%を保有す

ることのみとなり、主な収益は吸収分割承継会社からの配当収入のみとなります。当社は、仮に、このような状況に陥った場合には、当社普通株式は、早ければ本合弁事業化が完了した時点で、株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準（JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第8号に規定される「事業活動の停止」）に抵触するおそれがあると危惧しております。

以上のように、①当社においては、ST社との契約の解消により、仮に、他のサプライヤーとの契約も解消された場合、売上高の急激な減少が見込まれるところ、一方で、現在模索中の新規事業から安定的に収益を得るためには一定の時間を要し、その間、当社の業績は低迷し、短期的には、株主の皆様にご迷惑をお掛けしてしまう可能性があること、②当社においては、新規事業がある程度軌道に乗るまでの間、上場廃止のおそれも完全には払拭できないところ、万が一、多数の株主の皆様が株式を保有する状態のまま上場廃止となった場合には、株主の皆様が投下資本の回収機会を保障することが困難になってしまう可能性があること、③当社には、1,065百万円（平成25年1月31日現在）の分配可能額が存在し、買付予定数の上限を設けずに自己株式の取得に係る公開買付けを行うことが会社法上可能であり、また、直ちに事業上の用途に供する必要がない現預金が一定程度存在することから、かかる現預金については、本公開買付けに必要な資金の一部として、株主の皆様へ還元することが適当であると考えられることから、当社は、本合弁事業化の実施に先立ち、当社が自己株式の取得を実施し、株主の皆様へ、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供することが、株主の皆様に対する最善の措置であり、その具体的方法としては、上限を設けない自己株式の公開買付けを実施することが適切な対応であると判断し、平成25年2月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

なお、当社の第二位株主である栗原新太郎は、当社の代表取締役でもあることから、一般株主の皆様へ投下資本回収の機会を与えるための本公開買付けに応募することは適当ではなく、加えて、当社が株式会社として存続していく上で、最低限1名の株主が必要であることから、本公開買付け後も株主として当社に留まるべきであると考えております。そこで、当社は、栗原新太郎から、その所有する当社普通株式（本書提出日現在1,010,000株）（所有株式割合19.58%）については、本公開買付けに応募せず、継続して所有する旨の同意を得ております。なお、栗原新太郎は、本公開買付け後も当社の代表取締役として経営に関与する予定です。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、当社の第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎が、その所有する当社株式を本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意していること、及び、後述のとおり、当社の第一位株主である栗原暎子氏が、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨を当社に通知してきていることを踏まえ、当社の大株主又は取締役と当社ひいては一般株主の皆様との間に利益相反のおそれが生じることを回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて一般株主の皆様への利益を保護することを目的として、本公開買付けの価格（以下「本公開買付価格」という。）の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決

定するに至る意思決定における恣意性を排除するとともに、利益相反のおそれを回避する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」という。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。ブルータスは、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、当社はブルータスから平成25年1月31日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、ブルータスから本公開買付価格が一定の前提条件のもとで栗原新太郎を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。ブルータスにより上記各手法において算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 161円から173円

DCF法 180円から216円

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年1月31日を基準日として、ジャスダック市場における当社普通株式の基準日終値（173円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値168円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値162円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値161円、並びに平成25年1月7日に行われた「希望退職者の募集に関するお知らせ」の発表が当社の株価に影響を与える重要事実の一つと考えられることから、当該事実公表の翌営業日である成25年1月8日から基準日までの終値の単純平均値169円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を161円から173円までと分析しております。

DCF法では、当社より提出された事業計画をベースに、当社に対するマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の平成25年3月期以降の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を180円から216円までと分析しております。

当社は、ブルータスによる当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、本公開買付けが、当社の株主の皆様へ、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供するためのものでもあること、及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を検討いたしました。そして、下記「②独立した第三者委

員会による検討」に記載した第三者委員会とのやり取りも踏まえ、最終的に平成 25 年 2 月 1 日に本公開買付価格を 210 円とすることを決議いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 25 年 1 月 31 日のジャスダック市場における当社普通株式の終値 173 円に対して 21.39%（小数点以下第三位四捨五入、以下本項の%の数値において同じとします。）、平成 25 年 1 月 31 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 168 円に対して 25.00%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 162 円に対して 29.63%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 161 円に対して 30.43%、同過去 1 年間の終値の単純平均値 169 円に対して 24.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

② 独立した第三者委員会による検討

当社は、当社の取締役会にて、本公開買付け及び下記「(4) 本公開買付け後の予定」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続（以下「本取引」という。）の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る当社の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性が排除され、よって、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、平成 25 年 1 月 7 日、当社の取締役会及び取締役並びに当社の大株主からの独立性が高い、当社社外監査役である菊山洋一氏及び中川治氏並びに外部有識者である大塚和成氏（弁護士、二重橋法律事務所）から構成される独立した第三者委員会（以下「本第三者委員会」という。）を設置し、本第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の正当性、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けを含む本取引により当社の株主の皆様へ交付される対価の公正性及び (d)上記(a)乃至(c)その他の当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行った事項を前提に、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益ではないと認められるか否か（以下「本諮問事項」という。）について諮問し、かつ、必要に応じ、本取引により当社の株主の皆様へ交付される対価について、少数株主の皆様からの立場から当社取締役会に対して提案を行うことを委嘱しました。

本第三者委員会は、平成 25 年 1 月 17 日より同年 1 月 30 日まで合計 3 回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i)当社から、本公開買付けを含む本取引の目的及びその後の当社の企業価値の具体的内容並びに当社内での具体的検討経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii)本取引後、当社の単独の株主となることが予定される栗原新太郎及び当社の役職員から、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取したとのことです。さらに、(iii)プルータスが作成した当社株式価値算定書を参考にするとともに、プルータスから、当社株式価値算定書に基づき、当社普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関す

る質疑応答を行ったとのことです。

以上に加え、当社は、本第三者委員会との間で本公開買付価格について、次のようなやり取りを行いました。まず、当社は、当社における本公開買付価格の最終的な決定に先立ち、本第三者委員会に対して、当社が妥当と考える本公開買付価格を、プルータスから株式価値算定の中間報告として聴取した内容及び市場株価に対するプレミアム等を考慮の上、1株当たり198円（以下「当初提示価格」という。）であるものとして本第三者委員会に対して提示いたしました。これに対し、本第三者委員会は、当初提示価格を検討し、プルータスによる株式価値算定結果及び過去の事例等に照らした市場株価に対するプレミアム等に照らし、200円超から216円になるべく近くなるような価格が妥当な価格であると考えたものとして当社に対して提示いたしました。当社は、本第三者委員会から提示された価格を慎重に検討した結果、本公開買付けが、当社の株主の皆様、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供するためのものでもあり、及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を210円とすることを決定いたしました。

本第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)シリアル社との本合弁事業化の妥当性、当社の非公開化の妥当性、スクイーズ・アウトの妥当性及び本取引後の経営方針の妥当性、(イ)利益相反問題の解消、情報の非対称性の解消、強圧性の解消、及び(ウ)独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得、プレミアム比率、第二段階のスクイーズ・アウトにおける対価と同一価格となる予定の表明などを踏まえ、平成25年1月31日に、当社取締役会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付価格を含む本取引により当社の株主に交付される対価は公正であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行った事項を前提にすると、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出しております。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」という。）を選任し、TMIから、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ております。

④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、プルータスが作成した当社株式価値算定書、TMI から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、当社の現在の経営状況、株主の皆様にと投下資本の回収機会を保障することの必要性、新規事業の展開を一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避し、当社がある程度リスクを取り、機動的な経営をすることを可能とすることが、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、プルータスが作成した当社株式価値算定書、TMI から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会から当社取締役会に対して提出された答申書その他の関連資料並びに本公開買付価格に関する当社と本第三者委員会のやり取りを踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引の実施を前提とした本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月1日に開催された当社の取締役会において、栗原新太郎を除く全ての取締役が出席し、その全員一致で、当社が本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、栗原新太郎は、その所有する当社株式を本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意していることから、当社ひいては一般株主の皆様との間に利益相反のおそれが生じることを回避するため、本取引に係る当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、参加した全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

当社は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保し、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

（4）本公開買付け後の予定

当社は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、当社を非公開化するための手続（以下「本非公開化手続」という。）を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいう。以下同じ。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）を開催する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」という。）を開催する予定です。

なお、当社は、本臨時株主総会と本種類株主総会における議決権の各基準日を平成25年4月上旬頃に設定する予定であるため、本公開買付けの成立前であっても、公開買付け期間中に本公開買付けの成立を条件とする本臨時株主総会及び本種類株主総会の各基準日設定公告を行う予定です。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成25年5月を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、当社にて協議の上、決定次第速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該普通株式の取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類の株式を当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類の株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類の株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社の株主が、本公開買付けに応募せず継続して当社株式を所有することに同意している栗原新太郎のみとなるよう、栗原新太郎以外の当社の株主で本公開買付けに応募しなかった株主に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による 1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記のほか、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

以上のとおり、当社は、本公開買付けが成立した場合には、基本的に本非公開化手続を実施することを予定しています。他方で、本公開買付けの公開買付期間中に、本公開買付けを上回る価格での公開買付けが実施され、当社に新たな支配株主が生じ、当該支配株主が本非公開化手続の実施に反対することなどにより、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本非公開化手続に係る議案が可決される見込みがまったくない場合、また、本公開買付けの開始時には想定していなかった第三者から、本非公開化手続の実施に代わる、当社の企業価値の毀損を回避し、中長期的な当社の企業価値を維持・向上させることに資する提案があるなどにより、当社の株主の皆様の利益を保護する観点からは、本非公開化手続に代わる、当社の企業価値を維持・向上させるための措置を採ることが適当であると認められる場合には、本公開買付けの成立後においても、本非公開化手続を実施しないこととなりますが、本公開買付けの決定に至るまでの経緯に鑑み、そのようなことが生じる可能性は低いと考えております。また、本公開買付け後の当社の株券等の所有状況、当社の株主の皆様を含む第三者から当社に対する提案の内容等によっては、上記の点について慎重に判断するため、最終的に本非公開化手続を実施する場合であっても、手続の実施に時間を要する可能性があります。以上の場合における当社の具体的な決定については、当社において十分に検討のうえ、決定次第速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み

当社普通株式は本書提出日現在、ジャスダック市場に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の予定」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの成立後に、当社を非公開化するための手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、当

社普通株式は上場廃止になります。本臨時株主総会及び本種類株主総会が平成 25 年 5 月に開催され、上記「(4) 本公開買付け後の予定」に記載の各議案が可決された場合には、当社普通株式は、同年 6 月を目途に上場廃止になる見込みです。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式をジャスダック市場において取引することはできなくなります。

(6) 当社と株主との間に係る重要な合意等に関する事項

本公開買付けに際して、当社創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎は、その所有する当社普通株式（本書提出日現在 1,010,000 株、所有株式割合 19.58%）については、本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意しております。

また、当社は、当社創業家の一員であり第一位株主である栗原暎子氏から、同氏が所有する当社普通株式の全部（本書提出日現在 1,108,000 株、所有株式割合 21.48%）について本公開買付けに応募する旨の通知を受けております。

2. 自己株式の取得に関する決議内容

(1) 決議内容

| 種類 | 総数（株） | 取得価額の総額（円） |
|------|-----------|-------------|
| 普通株式 | 3,768,748 | 791,437,080 |

(注 1) 本公開買付けにおける買付け予定数の 3,768,748 株は本書提出日現在の発行済株式総数 5,158,230 株から栗原新太郎が本書提出日現在所有する 1,010,000 株及び当社自己株式 379,482 株を除いたものです。なお、栗原新太郎は本公開買付けに応募しないことを確約していることから、それ以外の株主の皆様からの応募株券等の全部につき買付けを行うこととなります。

(注 2) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、73.06%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付け期間中に自己株式を買い取ることがあります。

(注 4) 取得する期間 平成 25 年 2 月 4 日（月曜日）から平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

| | |
|--------------|--|
| ① 取締役会決議日 | 平成 25 年 2 月 1 日 (金曜日) |
| ② 公開買付開始公告日 | 平成 25 年 2 月 4 日 (月曜日) |
| ③ 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 |
| ④ 公開買付届出書提出日 | 平成 25 年 2 月 4 日 (月曜日) |
| ⑤ 買付等の期間 | 平成 25 年 2 月 4 日 (月曜日) から 平成 25 年 3 月 18 日 (月曜日) まで (30 営業日) |

(2) 買付け等の価格等

普通株式 1 株につき 金 210 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠

① 算定の根拠

当社は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社から独立した第三者算定機関であるプルータスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。プルータスは、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、当社はプルータスから平成 25 年 1 月 31 日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、プルータスから本公開買付価格が一定の前提条件のもとで栗原新太郎を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。プルータスにより上記各手法において算定された当社普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 161 円から 173 円

DCF法 180 円から 216 円

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成 25 年 1 月 31 日を基準日として、ジャスダック市場における当社普通株式の基準日終値(173 円)、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 168 円(小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。)、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 162 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 161 円、並びに平成 25 年 1 月 7 日に行われた「希望退職者の募集に関するお知らせ」の発表が当社の株価に影響を与える重要事実の一つと考えられることから、当該事実公表の翌営業日である平成 25 年 1 月 8 日から基準日までの終値の単純平均値 169 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 161 円から 173 円までと分析しております。

DCF法では、当社より提出された事業計画をベースに、当社に対するマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の平成 25 年 3 月期以降の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 180 円から 216 円までと分析しております。

当社は、プルータスによる当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、本公開買付けが、当社の株主の皆様、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供するためのものでもあること、及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を検討いたしました。そして、上記「2 買付け等の目的」「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」「②独立した第三者委員会による検討」に記載した第三者委員会とのやり取りも踏まえ、最終的に平成 25 年 2 月 1 日に本公開買付価格を 210 円とすることを決議いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 25 年 1 月 31 日のジャスダック市場における当社普通株式の終値 173 円に対して 21.39% (小数点以下第三位四捨五入、以下本項の%の数値において同じとします。)、平成 25 年 1 月

31日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値168円に対して25.00%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値162円に対して29.63%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値161円に対して30.43%、同過去1年間の終値の単純平均値169円に対して24.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

② 算定の経緯

当社は、当社の主要な取引先であるST社との間で締結している販売代理店契約を平成25年6月30日付で解消する見込みとなったことから、売上高が大幅に減少する見込みのため、希望退職制度による人員削減策を実施することを決議する等、根本的な経営改革、大規模な事業再構築を模索して参りました。

加えて、当社の取扱い商材数が大幅に減少する見込みとなったことから、他のサプライヤーとの取引関係にも支障をきたし、当社との販売店契約を解消される可能性が高いと考えられるところ、このような場合、当社の事業活動が停止してしまうことも否定できず、仮に当社の事業活動が停止してしまった場合、販売先並びに株主の皆様にも多大なるご迷惑をお掛けすることになってしまうため、今後の事業の方向性並びに継続性について当社内で慎重に検討を重ねた結果、ST社との契約の解消により、仮に、他のサプライヤーとの契約も解消された場合、当社単独での事業継続は困難であると考えられること、かかる事態を回避するためには、早急に現状を打開するための措置を採る必要があるところ、第三者による当社株式の直接の取得を含む本合弁事業化以外の選択肢では、他のサプライヤーとの取引関係を継続できるか疑問が残ること、一方で、本合弁事業化は、1) 当社の海外拠点とシリアル社の拠点との補完性が高いこと、2) シリアル社は、当社が経営上の重要な契約を締結するオンセミ社との間で、日本以外の東アジア地域の販売店契約を締結しており、その点においても当社との相乗効果が高いこと、3) シリアル社の取り扱っている多くの商材が当社の国内顧客向け半導体販売事業の取扱い商材に加わることにより、当該事業の国内での販売力を高めることができること等の事業シナジーがあることから、本合弁事業化を実施することが当社の企業価値の毀損を回避し、中長期的な当社の企業価値の維持・向上を目指す上で最良の選択であるとの結論に至り、本合弁事業化の実施について決議いたしました。

上記のとおり、当社は、今後、これまでの半導体販売事業において長年培われた販売ネットワーク網を活用し、既存の取引先との関係維持等を目的とした事業をベトナムその他の海外で立ち上げることを模索しておりますが、かかる事業から安定的に収益を得られるようになるには一定の時間を要すると考えられるため、仮に、他のサプライヤーとの契約も解消された場合には、本合弁事業化が完了する予定の平成25年6月以降、新規事業から安定的に収益を得られるようになるまでは、当社の事業は実質的に吸収分割承継会社の持分のうち40%を保有することのみとなり、主な収益は吸収分割承継会社からの配当収入のみとなります。当社は、仮に、このような状況に陥った場合には、当社普通株式は、早ければ本合弁事業化が完了した時点で、株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準（JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第8号に規定される「事業活動の停止」）に抵触するおそれがあると危惧しております。

以上のように、1) 当社においては、ST社との契約の解消により、仮に、他のサプライヤーとの契約も解消された場合、売上高の急激な減少が見込まれるところ、一方で、現在模索中の新規事業から安定的に収益を得るためには一定の時間を要し、その間、当社の業績は低迷し、短期的には、株主の皆様にご迷惑をお掛けしてしまう可能性があること、2) 当社においては、新規事業がある程度軌道に乗るまでの間、上場廃止のおそれも完全には払拭できないところ、万が一、多数の株主の皆様が株式を保有する状態のまま上場廃止となった場合には、株主の皆様が投下資本の回収機会を保障することが困難になってしまう可能性があること、3) 当社には、1,065百万円（平成25年1月31日現在）の分配可能額が存在し、買付予定数の上限を設けずに自己株式の取得に係る公開買付けを行うことが会社法上可能であり、また、直ちに事業上の用途に供する必要がない現預金が一定程度存在することから、かかる現預金については、本公開買付けに必要な資金の一部として、株主の皆様へ還元することが適当であると考えられることから、当社は、本合弁事業化の実施に先立ち、当社が自己株式の取得を実施し、株主の皆様へ、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供することが、株主の皆様に対する最善の措置であり、その具体的方法としては、上限を設けない自己株式の公開買付けを実施することが適切な対応であると判断し、平成25年2月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けの実施を決議し、「算定の根拠」欄に記載した内容に加え、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

1) 独立した第三者委員会による検討

当社は、当社の取締役会にて、本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る当社の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性が排除され、よって、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、平成 25 年 1 月 7 日、当社の取締役会及び取締役並びに当社の大株主からの独立性が高い、当社社外監査役である菊山洋一氏及び中川治氏並びに外部有識者である大塚和成氏（弁護士、二重橋法律事務所）から構成される独立した本第三者委員会を設置し、本第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の正当性、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けを含む本取引により当社の株主の皆様へ交付される対価の公正性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行った事項を前提に、本諮問事項について諮問し、かつ、必要に応じ、本取引により当社の株主の皆様へ交付される対価について、少数株主の皆様からの当社取締役会に対して提案を行うことを委嘱しました。

本第三者委員会は、平成 25 年 1 月 17 日より同年 1 月 30 日まで合計 3 回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i)当社から、本公開買付けを含む本取引の目的及びその後の当社の企業価値の具体的内容並びに当社内での具体的検討経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii)本取引後、当社の単独の株主となることが予定される栗原新太郎及び当社の役職員から、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取したとのことです。さらに、(iii)プルータスが作成した当社株式価値算定書を参考にするとともに、プルータスから、当社株式価値算定書に基づき、当社普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

以上に加え、当社は、本第三者委員会との間で本公開買付け価格について、次のようなやり取りを行いました。まず、当社は、当社における本公開買付け価格の最終的な決定に先立ち、本第三者委員会に対して、当社が妥当と考える本公開買付け価格を、プルータスから株式価値算定の中間報告として聴取した内容及び市場株価に対するプレミアム等を考慮の上、1 株当たり 198 円であるものとして本第三者委員会に対して提示いたしました。これに対し、本第三者委員会は、当初提示価格を検討し、プルータスによる株式価値算定結果及び過去の事例等に照らした市場株価に対するプレミアム等に照らし、200 円超から 216 円になるべく近くなるような価格が妥当な価格であると考えているものとして当社に対して提示いたしました。当社は、本第三者委員会から提示された価格を慎重に検討した結果、本公開買付けが、当社の株主の皆様へ、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供するためのものでもあること、及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付け価格を 210 円とすることを決定いたしました。

本第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)シリアル社との本合弁事業化の妥当性、当社の非公開化の妥当性、スクイーズ・アウトの妥当性及び本取引後の経営方針の妥当性、(イ)利益相反問題の解消、情報の非対称性の解消、強圧性の解消、及び(ウ)独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得、プレミアム比率、第二段階のスクイーズ・アウトにおける対価と同一価格となる予定の表明などを踏まえ、平成 25 年 1 月 31 日に、当社取締役会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けを含む本取引により当社の株主へ交付される対価は公正であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行った事項を前提にすると、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出しております。

2) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社から独立したリーガル・アドバイザーである TMI を選任し、TMI から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ております。

3) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、プルータスが作成した当社株式価値算定書、TMI から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、当社の現在の経営状況、株主の皆様へ投下資本の回収機会を保

障することの必要性、新規事業の展開を一般株主の皆様リスクにおいて行うことを回避し、当社がある程度リスクを取り、機動的な経営をすることを可能とすることが、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、プルータスが作成した当社株式価値算定書、TMIから得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会から当社取締役会に対して提出された答申書その他の関連資料、並びに本公開買付け価格に関する当社と本第三者委員会のやり取りを踏まえれば、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引の実施を前提とした本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月1日に開催された当社の取締役会において、栗原新太郎を除く全ての取締役が出席し、その全員一致で、当社が本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、栗原新太郎は、その所有する当社株式を本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意していることから、当社ひいては一般株主の皆様との間に利益相反のおそれが生じることを回避するため、本取引に係る当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、参加した全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見を述べております。

4) 買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

当社は、公開買付けの公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保し、本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。

③ 算定機関との関係

プルータスは、当社の関連当事者に該当しません。

(4) 買付け予定の株数等の数

| 種類 | 総数(株) | 取得価額の総額(円) |
|------|-----------|-------------|
| 普通株式 | 3,768,748 | 791,437,080 |

(注1) 本公開買付けにおける買付け予定数の3,768,748株は本書提出日現在の発行済株式総数5,158,230株から栗原新太郎が本書提出日現在所有する1,010,000株及び当社自己株式379,482株を除いたものです。なお、栗原新太郎は本公開買付けに応募しないことを確約していることから、それ以外の株主の皆様からの応募株券等の全部につき買付けを行うこととなります。

(注2) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、73.06%であります(小数点以下第三位を四捨五入)。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付期間中に自己株式を買い取る場合があります。

(5) 買付代金

| | |
|------------|-------------|
| 買付代金(円)(a) | 791,437,080 |
| 買付手数料(b) | 15,000,000 |

| | |
|---------------|-------------|
| その他(c) | 2,000,000 |
| 合計(a)+(b)+(c) | 808,437,080 |

(注1)「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,768,748株)に1株当たりの買付価格(210円)を乗じた金額を記載しています。

(注2)「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しています。

(注3)「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5)上記金額には消費税等は含まれていません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店所在地

藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

② 決済の開始日

平成25年3月29日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲

渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成25年3月18日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成25年3月28日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

④ 上場株券等の返還方法

後記「(7) その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

(7) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」という。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数（3,768,748株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方法により、株式等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元（100株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株

券等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

但し当社の代表取締役社長栗原新太郎（本書提出日現在の所有株式割合 19.58%）は、本公開買付けに応募しないことを確約しており、本公開買付けは、栗原新太郎を除く株主の皆様に対して、上限を設けずに行う公開買付けとなります。

② 公開買付けの撤回等の開示の方法

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに応募受付をした公開買付け代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付け応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(6) 決済の方法」の「④上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

④ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付け期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第

11 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑤ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 11 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑥ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 14 条の 3 の 4 第 6 項及び第 9 条の 4 並びに府令第 19 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑦ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含み

ますが、これらに限られません。) 又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。
他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと (当該
他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(ご参考) 平成 25 年 1 月 31 日現在の自己株式の保有状況

| | |
|---------|--------------------|
| 発行済株式総数 | 5,158,230 (自己株式含む) |
| 自己株式数 | 379,482 株 |

以上